は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

［略］

第52条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二　［略］

［略］

備考　［略］

別表第一（第十四条の七―第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）　［略］

別表第二（第三十一条の二関係）

試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	一　法に関する課目 二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する課目 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 四　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 五　物理学のうち放射線に関する課目 六　化学のうち放射線に関する課目 七　生物学のうち放射線に関する課目
第二種放射線取扱主任者試験	一　法に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目 四　放射線の量の測定に関する課目 五　物理学のうち放射線に関する課目 六　化学のうち放射線に関する課目 七　生物学のうち放射線に関する課目

別表第三（第三十一条の三関係）

資格講習の種類	課目
第一種放射線取扱主任者講習	一　放射線の基本的な安全管理に関する課目 二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目 四　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目

［別表を加える。］

は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

［同上］

第52条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一　［同上］

［同上］

備考　［同上］

別表（第十四条の七―第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）　［同上］

［別表を加える。］